

学校給食費の公会計化について

1. 公会計化の趣旨

- ・学校における給食関連業務を簡素化し、教職員の業務負担を軽減するため、学校給食費を公会計化^{*}し、あわせて学校給食費の支払いにかかる保護者の利便性の向上を図る。

※市が給食費を保護者から徴収し、市の会計で管理する方法

2. 公会計化のメリット

- ・食数管理から学校給食費の収納管理まで一元管理できる「学校給食費システム」を導入するなど、給食費関連業務全体を効率化
- ・web口座登録やコンビニ収納・スマホ決済対応など保護者の利便性を向上
- ・徴収業務及び未収債権の督促を教育委員会事務局が集約して実施

【学校で実施】

- ・喫食者ごとの食数管理・アレルギー対応
- ・保護者宛て通知書等の配布
- ・転出入の登録 など

【教育委員会事務局で実施】

- ・学校がシステムに入力した食数情報をもとに、保護者等から給食費を徴収（年度末・転出時の給食費の精算など）
- ・保護者等への通知書等の作成
- ・未納者への督促 など

3. 保護者等への手続き案内

- ・学校を通じて、対象となる児童生徒の保護者に案内を配布し、「学校給食の申込」及び「口座振替の登録」の手続きを依頼
- ・「電子申請」を原則とし、「紙媒体での手続き」にも対応

4. 学校給食費公会計化のスケジュール

移行時期	対象校
2024年4月	小学校、特別支援学校、港島学園（前期）、八多学園
〃 9月	中学校（中央区5校）、港島学園（後期）
〃 10月	中学校（親子調理方式4校）
2025年1月	中学校（須磨区、垂水区）
〃 4月	中学校（長田区、西区）
2026年1月	中学校（東灘区、灘区、兵庫区、北区）

5. 未納対応

- ・学校給食費の公会計化に合わせ、人員体制を強化し、督促等を実施
- ・学校給食費の未納と合わせ、学校において徴収に苦慮している学校徴収金[※]の未納世帯に対し、学校からの相談に基づいて効率的に督促対応を行う。

※学校園での活動に必要な教材費や宿泊行事の費用など

○未納対応の主な内容

- | | | |
|------------------------|---|----------|
| ・書面送付（督促状、催告書） | } | 取り組み中 |
| ・電話督促（自宅、携帯電話、勤務先等） | | |
| ・児童手当からの引き去り（受給者の同意必要） | | |
| ・訪問調査 | } | 今後の対応を検討 |
| ・法的措置（支払督促の申立て等） | | |